

平成30年度 新潟県の入札・契約制度に対する意見・要望

自然災害の多い当県で、当協会員が今後も地域の安全・安心の守り手としての中心的な役割を果たしてゆくには、企業を維持できるだけの安定的な利益の確保が欠かせません。

また、県人口の減少や若年労働者不足が危惧される中、国主導で長時間労働の是正など働き方改革が進められていますが、県内建設業界にとっても喫緊かつ重要課題である担い手の確保・育成には、将来にわたって希望を持てる業界として、また働きやすい職場として若者に選ばれる環境整備が必須であり、それを可能とする経営基盤の強化が必要です。

引き続き当協会員が県発注工事から適正利益を確保し、経営維持できるように、県の入札・契約制度の改善をお願いします。また、市町村に対しても、あらゆる機会を通じ入札・契約制度の改善を強く働きかけるようお願いします。

具体の意見・要望は、次のとおりです。

1 工事の平準化の推進（「施工時期選択可能工事制度」試行の拡大）

工事の平準化に関して、県が試行中の「施工時期選択可能工事制度」の積極的な活用と対象金額の上限の引き上げについて昨年度も要望したところですが、これまでのところでは、受注者側としては、当制度が十分に活用されているようには思われません。改めて債務負担行為の増額による当制度の対象工事を大幅に増やすようお願いするとともに、対象金額の引き上げについても、早急に具体の検討をお願いします。これまでの当制度の実施状況とモデル工事ごとに実施している県のアンケート調査結果をふまえた県のお考えについてお聞かせください。

また、補正予算等で第4四半期に発注する場合で、降雪等で冬期間の施工が難しく繰越を前提に発注する工事については、繰越制度の柔軟な運用と併せて債務負担行為を設定しなくとも「施工時期選択可能制度」の適用工事とし、4月からの工事着手が選択可能（主任技術者も工事着手からの配置）となるように、当制度の改善をお願いします。

2 技術者に係る制度の見直し

(1) 現場代理人の兼任及び常駐免除の継続

若年労働者不足が産業界全体の大きな課題となっている今日、建設業界においても、将来の担い手確保は喫緊かつ最重要課題となっています。とりわけ中山間地では、今後、高齢技術者の退職が増える中で、若手技術者の確保がますます困難な状況となり、慢性的な技術者不足が続いていくことが予想されます。

地域の安全を担う地元建設業者の受注機会を確保するため、現場代理人の兼任及び常駐義務の緩和に係る措置の適用を平成31年度以降も継続していただきたい。

(2) 現場代理人の兼任可能な対象金額の引き上げ

現在は、工事現場が同一の県地域振興局管内で兼任する工事の当初契約金額の合計が7,000万円未満の場合に、現場代理人の兼任が認められておりますが、今後は、

中山間地等での技術者不足がより深刻になることが危惧されており、前回の制度改正後の労務単価等の引き上げや来年予定される消費増税の影響も踏まえて、兼任可能な対象金額の引き上げをお願いします。

(3) 県発注工事と他官公庁発注工事との現場代理人の兼務

県発注工事と他官庁発注工事との現場代理人の兼務については、これまで県では工事の安全管理上の問題が懸念されるという理由から認めていませんが、他官庁発注工事と県発注工事に関連する場合や近接して一体的エリアである場合など、安全管理上も工事間調整して施工管理が行われたほうが望ましい場合も考えられます。こうした場合で発注済工事の官公庁が認める場合は、後発注の県工事の現場代理人に関しては兼務を認めて頂きたい。

(4) 実質的な工事完了後の主任技術者の配置見直し

受注した工事の変更契約後に検査関係書類が提出され、完成検査の準備が整ってから完成検査終了までの期間については、同一の主任技術者が専任で拘束されていますが、完成検査までの期間が2週間以上となるような長い場合は、その間、当該技術者で他の入札参加希望工事への参加ができなくなり、企業の受注計画に影響を与えます。検査までの待ち期間が2週間を超える場合は、完成検査対象工事の主任技術者の変更（交代）を認め、企業の営業活動に支障が生じないようにお願いします。併せて、コリンズ登録が可能となるようにシステム改善をお願いします。

3 総合評価落札方式の見直し

(1) 主たる営業所と従たる営業所の評価について

総合評価落札方式における「地域貢献度・精通度」に係る評価項目である「実働拠点」の評価に関して、主たる営業所と従たる営業所の評価については、平成29年度に制度改正されたところですが、その後の運用状況について、県の総合評価落札方式に関するアンケート調査を踏まえた現状認識をお聞かせ願います。

中山間地においては、超高齢化の進展や若年労働力の域外流出により地域防災力の衰退が危惧される中で、公共施設の老朽化による事故や災害など緊急事態発生時における迅速な対応能力を適切に評価する重要性が増しています。

(2) 低入札調査基準価格及び失格基準価格の見直し

今年度より予定価格が4億円未満の工事について適用された「低入札調査基準価格と失格基準価格の見直し運用」については、実質的な最低制限価格の引き下げであり、これまでの県の方針に逆行する内容となっています。会計検査での指摘を踏まえての措置と聞いておりますが、受注者にとって実質的な利潤の切り下げに繋がることから、従前の最低制限価格相当の対応となるよう再検討をお願いします。また、当該制度の今年度の運用状況についてお聞かせください。

4 地域保全型工事の見直し

(1) 地域保全型工事の制度継続

県内のいずれの地域においても公共施設の老朽化対策は喫緊の課題となっており、今後は維持修繕系の工事が増える事が予想されますが、地域に貢献し緊急時には地域の安全・安心の担い手となる地域建設業者の受注機会の確保のため、地域保全型工事の制度を継続していただきたい。

(2) 地域保全型工事における下請条件の柔軟な運用

地域保全型工事において、現在は、下請企業に関しては二次下請までとして、原則として 管内に本店または支店を有する企業に限るという条件となっていますが、管内建設業者数が少ない地域においては、下請企業の確保が困難な状況が危惧されます。災害発生時など管内に下請企業が不足すると想定される場合は、下請け条件等について当該地域の企業情勢を理解している地域発注機関の裁量による柔軟な運用をお願いします。

(3) 地域保全型工事の対象工事金額について

地域保全型工事の対象工事は、「予定価格が 250 万円を超え 7,000 万円未満の特殊な技術を要しない地域の安全・安心確保に深く関わる土木一式工事」となっていますが、地域保全型工事の発注状況、及び近年の労務単価の引き上げや来年予定される消費税増税などの影響を踏まえて、対象金額の引き上げについて、県の現状認識をお聞かせください。

5 県における電子契約システムの導入

国土交通省では平成 30 年 8 月より電子契約の運用を開始しました。新潟県の運用予定等がありましたら教えてください。

6 最低制限価格の引き上げ

平成 23 年度に現在の最低制限価格が決定されてから 8 年目となりますが、地域の建設業者が今後も地域の安全・安心の守り手として、若手技術者等の将来の担い手を確保して経営を維持してゆくためにも、安定した利益確保が必要です。利益率の向上に資する最低制限価格の引き上げをお願いします。

7 随意契約の上限額の引き上げ

指示書による随意契約ができる契約金額の限度額については、近年の設計労務単価や一般管理費の引き上げが反映されておらず、日常的な小規模工事の執行に影響が生じています。来年は消費税増税も予定されていることから、限度額の根拠となっている地方自治法政令の改正による引き上げについて、国に要望されるようお願いします。

8 設計労務費の見直し

(1) 設計労務単価の更なる引き上げ

6年連続の設計労務単価の引き上げは、建設企業に働く労働者の賃金水準の向上に繋がり、中長期的に安定した経営の維持や必要な人材の確保・育成に大いに寄与しており、これまでの発注者の取組を高く評価しております。しかしながら、建設業界が他産業との競争に打ち勝ち、魅力ある産業として、将来の担い手となる若者に選ばれる業界となるためには、週休2日など労働環境の改善と併せて、賃金水準を他産業以上に引き上げることが必要です。設計労務単価の更なる引き上げをお願いします。

(2) 設計労務単価引き上げの特例措置の適用改善

建設工事請負基準約款のインフレスライド条項が適用される場合、スライド額が1%を超えなければ請負代金額の変更はなされない規定となっています。

設計労務単価に関する特例措置が適用される直前に発注された工事や冬場に発注されて施工が中止されている工事では、前述の1%を超えなければ請負代金が増額されないため、特例措置適用工事と比較して不公平感に繋がっています。設計労務単価の引き上げによるスライドでは、受注者の負担割合（1%）の撤廃をお願いします。